

発行 福生市
〒197 東京都福生市本町5
編集 企画財政部企画調整課
市役所の代表電話番号
☎ 0425-51-1511

市の人口と世帯
(平成元年6月1日現在)

人口	57,454人
男	28,932人
女	28,522人
世帯数	21,647

死亡事故が多発

福生警察署管内すでに10名死亡
＝市内の事故は100件＝



福生警察署管内(福生市、秋川市、羽村町、瑞穂町)では、今年になって、交通事故で死亡する人が大変増えていきます。昨年一年間の死亡事故は16件(事後死亡13件)でしたが、今年はずでに死亡事故8件(事後死亡2件)と昨年を上回る勢いで増えています。

その原因は、安全運転義務違反によるものがほとんどです。スピードオーバー、Uターン禁止区域でのUターン、中央分離帯のある道路を左右の確認をせず横断、前方不注意、蛇行運転、酒酔い運転による信号無視等々、交通ルールを守って運転していれば起こらない事故ばかりです。

今年死亡事故



■一月二十五日
秋川市の滝山街道を軽貨物車がおよそ50キロの速度で進行中、反対側車線に入り、対向車線を行っていた大型貨物車と正面衝突した。

■二月十三日
新青梅街道を乗用車Aは時速100キロで進行中、急ハンドルを切ったため縁石に衝突、中央分離帯を乗り越え対向車線の乗用車Bに衝突し、さらに後続の乗用車Cに衝突した。

■二月十五日
乗用車が側道から新青梅街道をUターンしようとしたため、直進中の貨物車と衝突した。

■三月四日
乗用車が産業道路を横断する際、左右の確認をせず横断したため、左から進行してきた乗用車と衝突した。

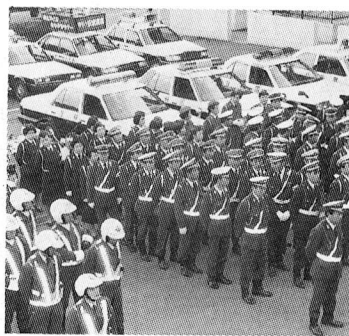
■三月二十四日
青梅街道を二輪車が前をよく見ないで運転したため、タクシーから降り左から右へ横断していた歩行者の発見がおくれ衝突した。

■四月四日
青梅街道を乗用車が時速およそ70キロで進行中、前をよく見

ないで運転したため右から左へ横断していた歩行者の発見がおくれ、跳ね飛ばした。

■四月二十七日
国道16号で、乗用車は直線の道路を蛇行しながら走行し、センターラインを越え、対向車線を時速40キロ位で走っていた大型貨物と正面衝突した。

■五月三日
産業道路を酒酔い運転の乗用車が信号無視し、青信号で直進中の原付を跳ね飛ばした。



多発する交通事故の撲滅を目指し、5月18日瑞穂町役場広場に福生警察署員、第八交通機動隊員、二市二町の交通安全協会員が参加し「重大交通事故抑止対策出陣式」が行われ、事故追放を呼び掛けました。

市内の事故状況

福生市内での死亡事故は5月31日現在0件ですが、重傷事故はすでに9件発生しています。

市内での交通事故件数は100件で、重傷者9名、軽傷者113名の計122名です。この内、市民の方が109名となっております。

事故発生場所を地区別にみる

と熊川地区32件、福生地区17件、武蔵野台二丁目地区と志茂地区が7件で、時間は午後6時から午後8時の間に多く発生しています。

守ろう 交通ルールとマナー

事故のない明るい交通社会を目指し、皆さん一人ひとりが次のことに心掛け交通事故に遭わないようにしましょう。

子どもと高齢者の交通安全防止

◎「止まって確かめる習慣」を身につけよう

子どもの事故の多くは、道路への急なとび出しによるものです。交差点や曲がり角では、一度止まって右・左の安全を確かめる習慣を身につけさせましょう

◎危険な横断はやめよう

高齢者の事故のほとんどが、道路横断中に発生しています。

◎安全な速度で走ろう

スピードの出過ぎは、ハンドル・ブレーキ操作がむずかしく安全確認の時間も短くなります。交差点、カーブの手前では減速し、裏通りでは、一時停止や徐行を励行しましょう。

◎迷惑、危険な運転は絶対にやめよう

空ふかし・急発進・急加速・ひんぱんな車線変更・割り込み運転は多くのドライバーの迷惑となり大変危険です。マナーを守りゆとりをもって運転しましょう。

◎心にとりさわやかマナー

マナーの欠如による事故が目立って多くなっています。このような現況の中で私達、福生市交通安全推進委員会では、関係機関及び諸団体に協力を頂き、交通重大事故を減少するために、交通事故防止一歩運動として市内全戸にチラシを配布し一声かけて、「心にとり、さわやかマナー」の精神と交通安全意識の普及啓蒙に努めると共に若年運転者と交通弱者である歩行者、子ども、お年寄りの交通事故防止、地域住民の実態に適應した広報活動、迷惑駐車等の追放等を重点に安全で住みよい交通環境の確立を目指してまいりますので市民の皆さんのご協力をお願いいたします。



福生市交通安全推進委員会 会長 山崎 博氏

安全で住みよいまち

平成元年に入り福生警察署管内における交通事故は、昨年に引き続き増加の傾向にあります。福生市内の交通事故は、二市二町の中でも一番多く発生しております。その事故原因は、運転者の速度超過や飲酒運転等によるものが多く、歩行者では信号無視や横断禁止場所での横断等、いずれも基本的なルールや

市の業務は第2・第4土曜日がお休みです

6月24日(土)
7月8日(土)
7月22日(土)

○次の業務、施設は従来どおり行っております。

生届、婚姻届などの受理、し尿・ゴミ収集、市民会館、公民館、図書館、郷土資料室、体育館、地域会館、福祉会館、田園会館、保育園、小中学校、野球場、庭球場等スポーツ施設

昭和63年度 財政公表

ふっさ市の家計簿

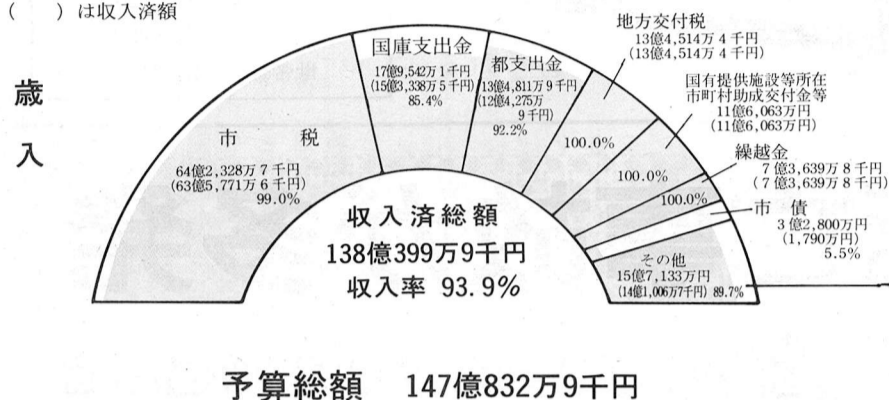
市民の皆さんに市の台所(財政)が、どのように運営されているかを知っていただき、ご理解とご協力を得るために毎年5月と11月の2回、福生市の家計簿(財政状況)の公表をしています。

皆さんに市の家計簿の内容を知っていただくことは、「生きた市政」を行っていくために大切なことです。今回は、昭和63年度の市の家計簿についてお知らせします。

一般会計

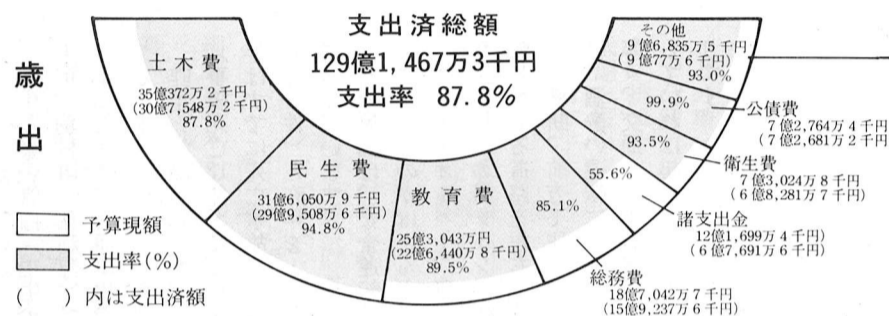
平成元年3月31日現在

□ 予算現額
■ 収入率(%)
() は収入済額



財産収入	2億3,650万円	99.4%
自動車取得税交付金	2億250万2千円	104.0%
利子割交付金	1億9,994万1千円	90.1%
分担金及び負担金	1億9,469万4千円	95.3%
諸収入	1億7,612万4千円	57.9%
寄附金	1億5,383万9千円	100.0%
使用料及び手数料	1億5,227万7千円	98.5%
地方譲与税	7,666万3千円	100.7%
繰入金	1,003万1千円	100.0%
交通安全対策特別交付金	749万6千円	55.9%

予算総額 147億832万9千円



消防費	5億7,120万1千円	96.0%
議会費	2億924万7千円	97.7%
商工費	8,048万3千円	91.9%
農林水産業費	3,886万4千円	81.4%
労働費	98万1千円	62.0%
予備費	0円	0%

一般会計
収入率 93.9%
支出率 87.8%

昭和63年度一般会計財政状況は、当初予算額、百三十二億六千四百五十一万六千円、四月、五月の出納整理期間中に収入されるため、その後6回の補正と昭和62年度からの繰越明許費を加え総

額百四十七億八百三十二万九千円となりました。

歳入

歳入の収入済額は、百三十八億三千九百九十九万九千円、収入率は九十三・九%となっています。市税の収入済額は六十三億五千七百七十一万六千円、(収入率九十九・〇%)で市民一人当たりの納税済額は、十一万一千四百二十七円となっています。また、諸収入のうち市債の収入率が低率なのは四月、五月の出納整理期間中に収入されるためです。

歳出

歳出の支出済額は、百二十九億一千四百六十七万三千円、支出率は八十七・八%となっています。諸支出金については、都市施設整備基金への積立金五億四千万円が四月、五月の出納整理期間中に支出されるため支出率が五十五・六%と低率になっています。

財産状況

土地については、緑地用地八百五十三・四五平方メートルの増で分類換え等による減少を含め五百五十二・五八平方メートルの増加となりました。建物については、七小体育倉庫の建替防炎倉庫の新築による増と、市営住宅の取壊しによる減少もあり、全体で、十三・七二平方メートル増加しました。

繰越明許費

歳出予算の経費のうち、年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについて、あらかじめ議決を経て、翌年度に繰り越して使用することが認められたもの。

基金

基金については積立基金で、退職手当準備基金四百三十一万七千円、庁舎増築基金三億一千三百九十九万五千円、都市施設整備基金十一億八千四百六十一万七千円、市営住宅等管理基金一千九百三十八万三千円、財政調整基金二千七十六万一千円を積立て運用基金で、土地開発基金に、一千六百六十一万六千円の積立てをし、昭和62年度に設置された国際交流基金には一億五千四百七十七万六千円の積立てを行いました。

市債

市の財源の一つに市債があります。これは学校建設、下水道工事、社会教育施設の建設など多額の費用がかかる事業を行うとき、市の財源だけでは不足のために、国や都並びに各金融機関などから借り入れる資金です。こうした市債の未償還金額は、平成元年3月31日現在、一

市債の状況

平成元年3月31日現在 (特別会計を含む)

事業別	借入先別
下水道関係 91億7,990万6千円	大蔵省 45億3,615万9千円
社会教育関係 14億2,786万9千円	郵政省 35億17万円
義務教育関係 8億6,530万6千円	公営企業金融公庫 48億6,826万1千円
土木関係 16億9,454万5千円	市中金融機関 5億1,478万8千円
消防関係 1億7,995万8千円	東京都 3億5,320万円
その他 5億7,309万6千円	その他 1億4,810万2千円

般会計四十七億四千七百七十四千円、特別会計(下水道事業会計)九十一億七千九百九十九万六千円で、総額百三十九億二千六十八万八千円となっています。

特別会計

特別会計とは、市が特定の事業を行う場合に、その事業の収入で支出をまかない、一般会計から分離して收支経理を行う会計をいいます。

例えば、国民健康保険会計では、国民健康保険の医療費の支払いや事務費を加入者の皆さんが納付する国民健康保険税を中心に、国・都の支出金でまかなうこととなっていますが、不足分については、一般会計からの繰入金で補っています。特別会計には、表の5つがあります。各特別会計ともほぼ順調に運営されています。

市有財産の状況

平成元年3月31日現在

区分	内訳	現在高
土地	市庁舎、学校などの敷地	464,807.975m ²
建物	市庁舎、学校など(延面積)	101,251.282m ²
物品	1件30万円以上の自動車等備品	501件
基金	積立基金	45億9,760万6千円
	都市施設整備基金	24億5,287万円
	運用基金	3億439万6千円
	土地開発基金	1,700万円
	合計	73億7,187万2千円

＝特別会計＝

平成元年3月31日現在

区分	予算現額	収入済額	収入率	支出済額	支出率
国民健康保険会計	20億4,493万7千円	16億5,453万4千円	80.9%	16億3,344万3千円	79.9%
老人保健医療会計	12億7,889万8千円	11億5,202万5千円	90.1%	11億4,628万3千円	89.6%
区画整理事業会計	19万円	23万2千円	122.1%	18万2千円	95.8%
下水道事業会計	23億3,770万5千円	17億5,574万3千円	75.1%	17億6,132万4千円	75.3%
受託水道事業会計	7億430万9千円	6億7,804万8千円	96.3%	6億2,116万2千円	88.2%
合計	63億6,603万9千円	52億4,058万2千円	82.3%	51億6,239万4千円	81.1%

市民1人当たりの納税済額

市民税	62,374円
固定資産税	32,053円
都市計画税	8,858円
市たばこ消費税	5,339円
その他	2,803円
(電気税 2,316円)	
(軽自動車税 452円)	
(ガス税 35円)	
合計	111,427円

平成元年3月31日現在

大切な時だからこそ この一票

東京都議会議員選挙

投票日 7月2日(日)

参議院議員選挙

投票日 7月23日(日) (予定)
午前7時～午後6時(両日とも)

選挙は、わたしたち国民の意見や希望を政治に反映させる、よい機会です。情や義理に迷わずに明るい選挙でわたしたちの代表にふさわしい人を選びましょう。

投票日

投票は、東京都議会議員選挙は7月2日(日)、参議院議員選挙は7月23日(日)予定、時間は、いずれも午前7時から午後6時まで、市内11か所(案内図参照)の投票所で行われます。

投票できる方

▽昭和44年7月3日以前に生まれた方で、平成元年3月22日以前に転入届をし、以後引き続き福生市に居住している方。

なお、平成元年3月23日以降、東京都の区市町村間で転入転出され前住所地の選挙人名簿に登録されている方は、登録されている区市町村で投票していただきます。この場合、転入後の区市町村に引き続き居住している旨の証明書(住民票の写しなど

については、6月23日(告示日)から7月1日まで、参議院議員選挙については、7月5日(公示日)から7月22日まで、いずれも毎日午前8時30分から午後5時まで商工会館2階(選挙管理委員会)で行います。

不在者投票をされる場合は、宣誓書を書いていただきますので、印鑑をご持参ください。なお、入場整理券が届いている方は、お持ちください。

入院されている方の投票

ケガ、病気等で入院されている方は、その施設が不在者投票施設に指定されている場合は、そこで不在者投票ができます。市内では、福生病院、目白第二病院、大聖病院、江藤病院、特別養護老人ホームサンシャイン・ピラの5か所が指定されています。当該病院長または施設長に申し出てください。

郵便による不在者投票

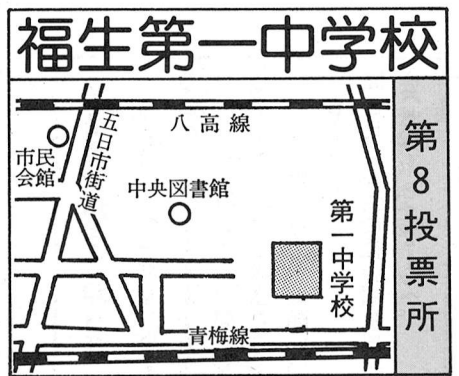
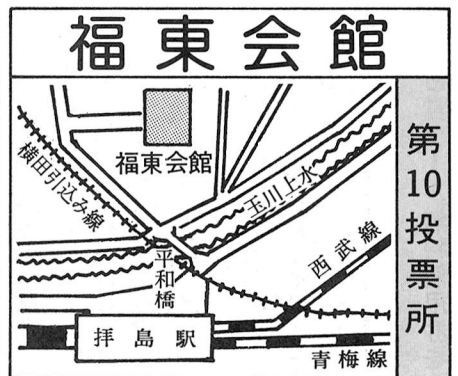
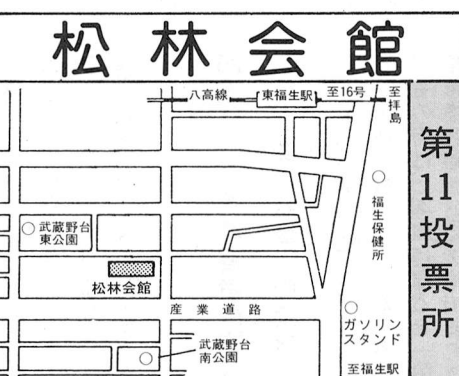
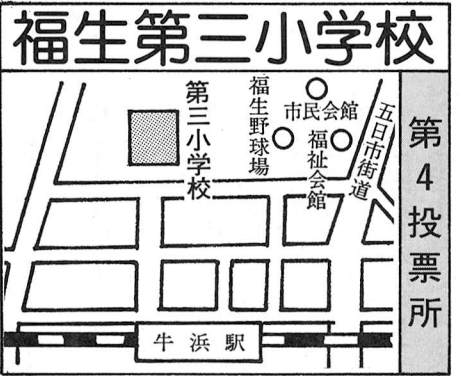
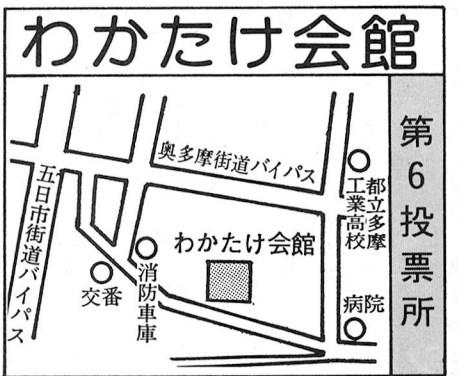
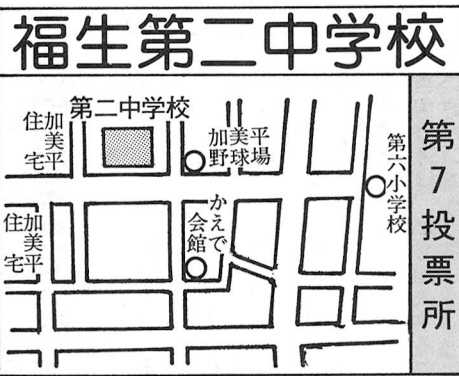
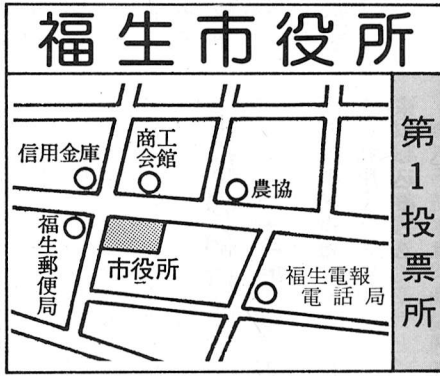
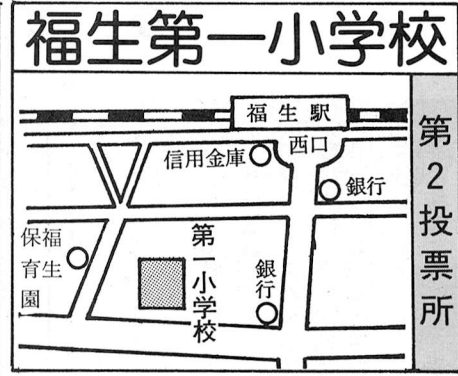
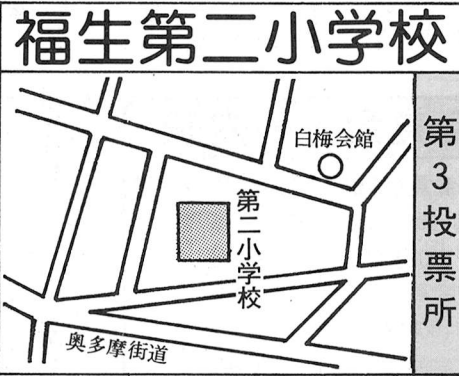
身体障害者手帳が戦傷病者手帳を持ち、「郵便投票証明書」の交付を受けた方は、郵便による不在者投票ができます。

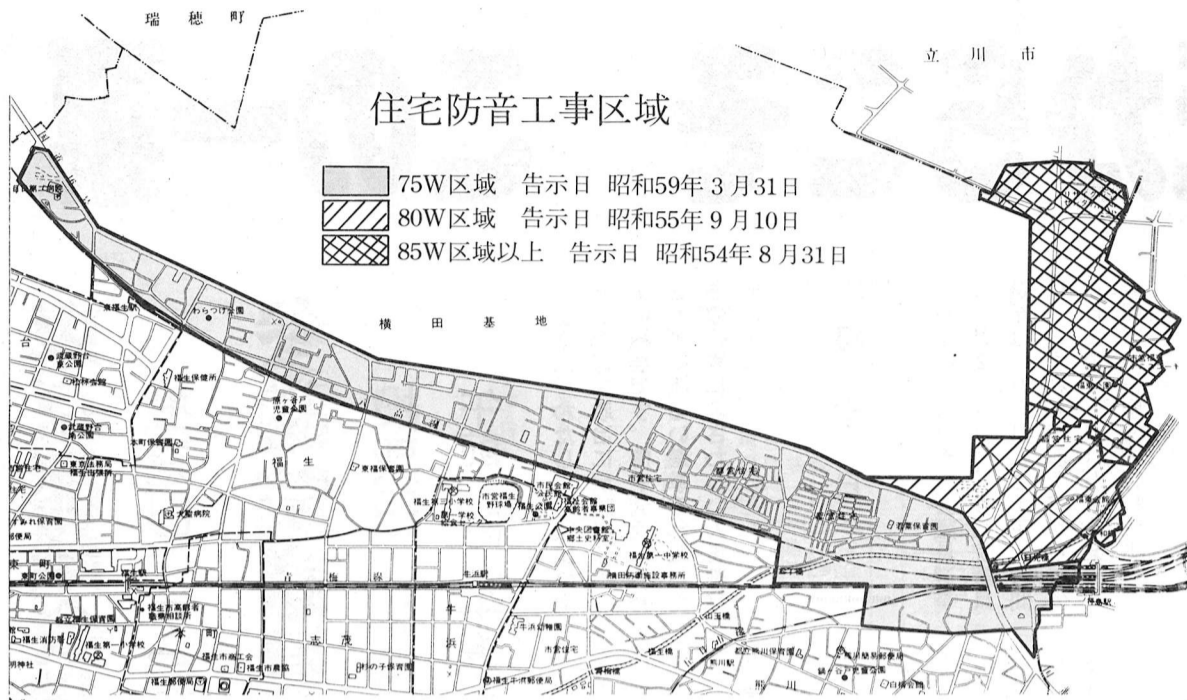
選挙公報

選挙公報は、各世帯に投票日の2日前までに配布します。

投票所入場整理券

投票所入場整理券は、ハガキにより選挙の資格のある方に郵送いたします。選挙に関するお問い合わせは、選挙管理委員会(☎51-1151 1内線372)へ。





住宅防音工事はお済みですか

国では、横田基地に離着陸する飛行機の騒音を和らげるため、昭和54年8月にWECPN L85（航空機騒音の基準となる「騒音指数」以下Wという）以上の区域を指定し、個人住宅の防音工事を国の補助により施工する「住宅防音工事」を行ってきました。

さらに、昭和55年9月には80W、昭和59年3月には75Wの区域が追加され、対象区域が拡大されました。

左図の区域内にお住まいの方で防音工事を希望される方は、次の内容で工事の補助を受けられますので、お申し込みください。

○対象となる住宅

それぞれの指定区域で、告示日に所在する自己所有の家屋または借家で、人の居住している住宅。

○工事ができる部屋数

- ・4人以下の世帯は一部屋
- ・5人以上の世帯は二部屋

○主な工事内容

- ▽80W区域以上
 - 壁、天井、サッシ、ふすま、障子の防音化取り替え工事。冷暖房機、換気扇の取り付け工事など。
- ▽75W区域
 - サッシ、ふすま、障子の防音化取り替え工事。冷暖房機、換気扇の取り付け工事など。

○補助金の額（限度額・平成元年四月一日現在）

- ▽80W区域以上
 - ・一部屋205万円まで
 - ・二部屋340万円まで
- ▽75W区域
 - ・一部屋130万円まで
 - ・二部屋205万円まで

※工事が補助金の額を超える、超えた金額が自己負担となります。

○申込み・問合せ先

- ▽市役所秘書課渉外担当
 - ☎51-1511内線243
 - ▽横田防衛施設事務所
 - 所在 福生市熊川864番地
 - ☎51-0319
 - ▽防衛施設周辺整備協会東京支所
 - 所在 福生市牛浜92番地6
 - 牛浜岩田ビル内
 - ☎52-6061
- ※申し込み用紙等は各申し込み先に用意してあります。

社会福祉協議会会員募集

にご協力ください!!

— 会員増強月間

6月20日～7月20日

「思いやりのあるまちづくりをあなたの手で」をモットーに今年度も一人でも多くの皆さん方に「会員」となってもらいたく、会員募集を実施いたします。

なお、加入につきましては、各町会役員及び本会役員がお伺いいたします。また、直接事務局でも受け付けておりますので

税務署だより

所得税第一期分の

予定納期は
7月31日です

予定納税額は、税務署から郵送される「予定納税額の通知書」に記載された金額です。

納期限までに納税されない場合、延滞税がかかりますのでご注意ください。

廃業、営業不振などのため、前年分より所得が相当減少すると見込まれるときは、予定納税額の減額を受けることができます。7月17日（月）までに税務署へ申請書を提出してください。

印紙税法が

変わりました

次の五種類の文書については、今年の4月1日以降作成するものから印紙税が課税されないことになりました。

- ①賃貸借または使用貸借に関する契約書（土地の賃貸借契約を除きます）
- ②委任状または委任に関する契約書
- ③売買契約書など物品または有

よろしく願っています。
問合せ先 社会福祉協議会（☎52-2121）へ。

会員会費の内訳

個人会員(年額)	法人会員(年額)
普通会員 500円以上	普通会員 1,000円以上
賛助会員 1,000円以上	賛助会員 3,000円以上
特別会員 3,000円以上	特別会員 5,000円以上

⑤ 抵当権、無体財産権などの設定または譲渡に関する契約書
☆ 印紙税のかわらない文書に収入印紙をはったり、納めるべき印紙税額より多い額の収入印紙をはったときは、その文書を税務署に提示し、手続きをすることがあります。

市税の納付は便利な口座振替をご利用ください。

※申し込み方法
申込手続きは、納税通知書・預金通帳・預金通帳に使用している印鑑をお持ちになって市内の金融機関（郵便局は除く）でお願いします。

市税の納付は 口座振替で

市税の納付は便利な口座振替をご利用ください。

※申し込み方法
申込手続きは、納税通知書・預金通帳・預金通帳に使用している印鑑をお持ちになって市内の金融機関（郵便局は除く）でお願いします。

市税の納税通知書はすべて金融機関で保管し、納期限ごとに口座から引き落とし、自動的に納付されます。また、領収書は全額納付された後お返しします。

問合せ 税務課課税係（☎51-1511内線227）へ。

国民年金だより

国民年金の加入手続きは お済みでしょうか

国民年金は、お年寄りになったとき、あるいは障害者や母子世帯になったときに、生活の安定を図るための制度で、次に該当する方は、必ず加入することになっています。

- ① 日本国内に住んでいる自営業者などとその配偶者で20歳以上60歳未満の方
- ② 厚生年金や共済組合の加入者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の方

また、学生や海外居住の日本人の方などは、希望により国民年金に加入できます。

国民年金は、ご自身で加入手続きをしていただきます。まだ加入していない方は市役所の保険年金課年金係で至急手続きをしてください。

20歳になった障害者の方は「障害基礎年金」の請求を

20歳前の病気やケガなどで、日常生活に著しく支障がある障害者の方は、20歳になると「障害基礎年金」が受けられますので、年金係で請求の手続きをしてください。

ただし、この年金はご自身に一定額以上の所得がある場合などは受けられないことがあります。

問合せ 保険年金課年金係（☎51-1511内線269・270）へ。



市営プール 7月9日オープン

7月9日から市営プールが開場します。市内の小・中学生の皆さんには、学校を通じて無料使用券を配布しますが、市外の小・中学校へ通学されている方には、市民体育館窓口を用意してありますので、お申し出ください。

▽期間 7月9日（日）～9月9日（土）

▽時間 午前10時～午後5時50分（小学生は、午後4時40分まで）

▽料金 2時間大人（高校生以上）150円、小人（中学生以下）50円

※超過料金は、1時間大人70円、小人20円。更衣ロッカー使用料1回50円。

なお、小学2年生以下は、高校生以上の付添者が必要です。付添者1人に対して、2人までです。

市営プール無料使用券を 市内の小・中学生に配布

7月9日から市営プールが開場します。市内の小・中学生の皆さんには、学校を通じて無料使用券を配布しますが、市外の小・中学校へ通学されている方には、市民体育館窓口を用意してありますので、お申し出ください。

▽問合せ 教育委員会社会教育課社会体育係（☎52-5511）へ。

福祉会館からお知らせ

福祉会館内の一部を工事するため、3階ホールが7月1日から8月31日までの間お貸しできません。ご迷惑をおかけしますがご協力をお願いいたします。

▽問合せ 福生市社会福祉協議会（☎52-2121）へ。

水道料金の減免

申請はお早めに

このたびの水道料金の改定(平成元年6月分から適用)にあたり、都議会において、減免措置についての付帯決議が付されました。

この付帯決議にもとづいて、次にかかげる減免対象のうち、一定の基準に該当する水道使用者については、申請により、水道料金を減免いたします。

◎今までもおり減免を行うもの

- (1) 減免対象
 - 公衆浴場、社会福祉施設、生活保護世帯、用水型皮革関連企業及びめっき業
- (2) 減免内容
 - 改定前と同様の基準により算出した額に百分の百三を乗じて得た額が減免されます。
- (3) 減免の適用期間

あんしん共済制度の

ごあんない

東京都では、次のような方を対象に、病气やケガにより就業できない場合に収入を補償する共済制度(あんしん共済)を行っています。

▽対象者

15歳から69歳までの従業員4人以下の製造業を営む事業主、家内労働者及びその家族従業員

▽掛金

年齢及び性別により異なります。

平成元年6月分から平成4年3月31日まで

(4) 申請受付期間

申請を受け付けた日の月分から適用します。

※現在、料金の減免措置を受けている方は、申請の必要はありません。

◎新たに減免を行うもの

- (1) 減免対象
 - ア 高齢者世帯
 - 国民年金法により老齢福祉年金を受給している世帯
 - イ 生活関連業種
 - パン製造小売業、クリーニング業、魚介類小売業、豆腐製造小売業、日本そば店、中華そば店、めん類製造業、野菜小売業、かまぼこ水産加工業、こんにやく製造業、民生食堂、大衆食堂、食肉小売

業、大衆すし店、あん類製造業、ソーシ製造業、染色整理業、つけ物製造業、そうざい製造業、つくだ煮製造業、ハム・ソーセージ製造業、水産物仲卸業及び簡易宿所営業

(2) 減免内容

ア 高齢者世帯
基本料金と一か月10立方メートルまでの従量料金との合計額に百分の百三を乗じて得た額が免除されます。

イ 生活関連業種

一か月50立方メートルをこえ200立方メートル以下の使用水量に5円を乗じた額に百分の百三を乗じて得た額が減免されます。

(3) 減免の適用期間

平成元年9月分から平成3年8月分まで

(4) 申請受付期間

6月1日から8月31日まで
なお、受付期間後の申請については、申請を受け付けた日の月分から適用します。

申請及び問い合わせは、水道事務所業務係(☎51-2911)へ。

市民文化教室

人形コース

▽日時 6月29日(木)午後1時30分～3時30分 以後毎週木曜日 全10回
▽場所 福祉会館和室
▽対象 市内在住・在勤・在学の方
▽内容 木目込み人形の製作
▽定員 15人
▽費用 11000円～50000円
▽持ち物 目打ち、ハサミ、のり皿、筆記用具
▽申込み 6月21日(水)から公民館(☎52-1711)へ。

おかあさんの



カメラワーク

子どもの写真のシャッターチャンスに一番恵まれているのは、子どもといつも一緒のおかあさん。カメラにこだわらず、

主婦

再就職への設計図

婦人問題の理解と簿記二級の資格取得をめざす講座です。
▽日時 7月15日(土)午後2時～4時30分、以後原則として水曜午後6時30分～9時、土曜午後2時～4時30分、日曜午前9時30分～正午、11月まで全40回
▽場所 松林会館
▽講師 伊藤一夫氏(元職業訓練校)他
▽費用 3000円程度(簿記テキスト代) ※簿記の試験日は11月19日(日) 受験料は別
▽申込み・問合せ 6月21日(水)から松林会館(☎52-624)へ。



子どもアウトドア教室

夏休みといえば、キャンプ。この教室は2泊3日のキャンプを中心にアウトドアのノウハウを学びます。さあ、君だけの思い出をアウトドア教室でつくろう!
▽期間 7月13日(木)～8月5日(土)へ。



一緒に参加してください 主婦と老人の運動会

毎年、市内のスポーツサークルの婦人と老人健康教室のお年寄りが、日ごろの健康づくりの成果の発表と親睦をはかるため『主婦と老人の運動会』を開催しています。
一般の方も、幼児からお年寄りまで楽しめるよう、プログラムを組んでありますので、ぜひ、ご一緒に参加してください。
日時 6月25日(日)午前9時30分～午後3時
場所 市民体育館
問合せ 市民体育館(☎52-5511)へ。

松林ホームシアター

「大どろぼう ホツェンプロッツ」

▽日時 6月24日(土) 午後2時30分～4時

▽場所 松林会館 ※入場無料

聴覚障害者のための映画会

「新・喜びも悲しみも幾歳月」(字幕入映画)

▽日時 6月30日(金)午後7時30分

▽場所 公民館視聴覚室 ※入場無料

▽対象 市内在住・在勤・在学の聴覚障害者の方

▽問合せ 公民館(☎52-1711)へ。

身近の野草

はるじおん (12)

—きく科—

紫苑に似て春咲くから、と言う意味で「春紫苑」と、牧野博士の命名だそうです。花期は4月から8月で越年草。今年はこの花にとって、よほど気象条件が良かったのか、まあどこの空地にも、また塀の際、道端など、実に伸び伸びとたくさん咲いています。そして例年より花の色の美しいピンクが多く目につくようです。

北アメリカ東部原産で明治時代(本によっては大正のころ)とも書いてありました。に觀賞用として入って来たようですが、今では野生化して全国的に広がってしまっています。

良く似た「ヒメジョオン」との見分けは(苦(つぼみ)のうっむいっているのが「ハルジオン」で茎の中が空洞に



伸びのびと春紫苑占むるこの空地有刺鉄線しかと守れる 文と画 佐藤文字



みんなで多摩川を
きれいにしよう

私たちの憩いの場「多摩川」がゴミや空カン等で汚れていきます。この多摩川をきれいな川にするために毎年、多くの市民の皆さんのご参加により清掃を行っております。

今年も次の日程で「多摩川河川美化運動」を行いますので、市民の皆さんのご参加、ご協力をお願いいたします。

◎実施日時

7月16日(日) 午前6時30分～8時30分(※集合午前6時30分) 小雨決行。

◎問合せ(清掃日の当日のみ) 清掃当日は、本部を市民体育館内に設置しておりますので、連絡事項や問い合わせは、「多摩川河川美化運動本部(☎52-5511)へご連絡ください。



①空カン四駆カーをつくろう

自分だけの四駆カーを作ってみよう。

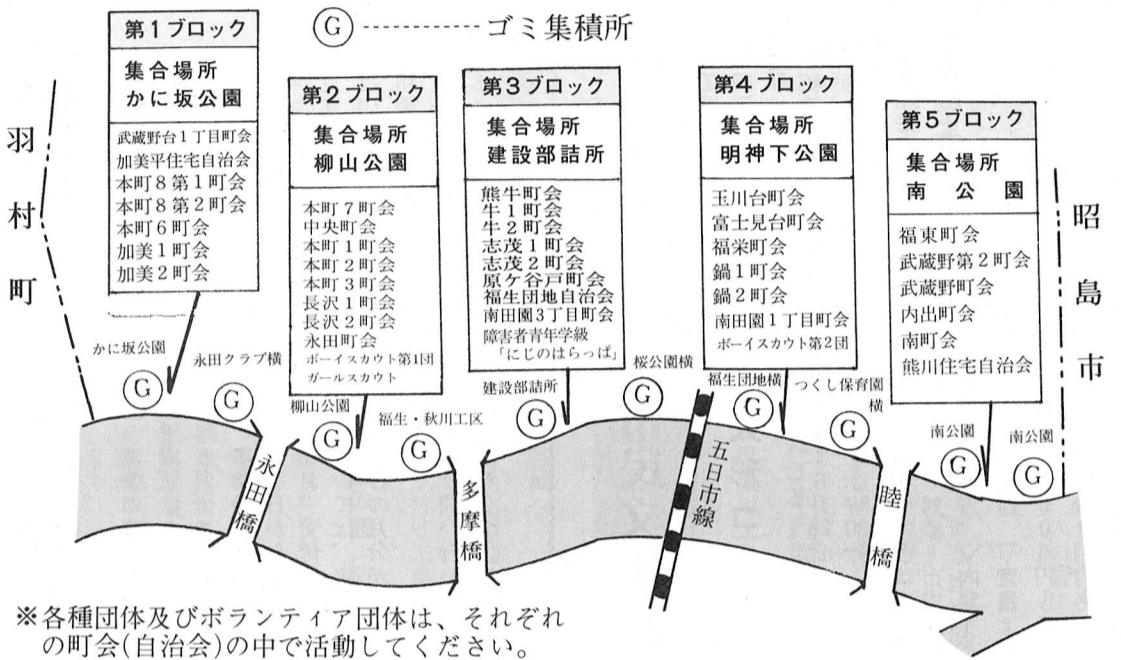
▽日時 6月24日(土) 午後2時～4時30分
▽場所 田園会館
▽対象 小学生
▽定員 先着15人
▽材料費 実費(約500円)

②プラネタリウムを見に行こう

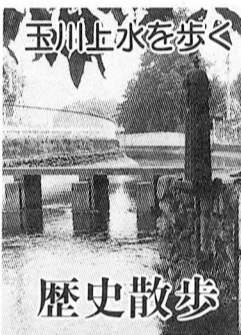
7月7日は七夕。さあ、プラネタリウムへ行って、七夕のなしを聞いてみよう。

▽日時 7月1日(土) 午後1時45分
▽場所 羽村町中央児童館
▽対象 小・中学生
▽費用 交通費(大人300円・小人160円)
▽定員 先着30人
※申込み ①、②とも6月21日(水)から田園会館(☎52-133)へ。

多摩川の清掃案内略図



※各種団体及びボランティア団体は、それぞれの町会(自治会)の中で活動してください。



歴史散歩

玉川上水の緑の中を、歩いてみませんか。

▽日時 6月25日(日) 午後1時
▽集合場所 松林会館
▽講師 立川愛雄氏(文化財専門委員)
▽定員 先着20人
▽申込み 6月21日(水)から松林会館(☎52-3624)へ。

郷土資料室だより

史跡散歩(石仏めぐり)

熊川地区

教育委員会が先に刊行いたしました「石造遺物調査報告書(石仏分布調査)」について多くの方からいろいろな問い合わせをいただきました。特に、現地案内を実施してほしいという要望をたくさんいただきました。

牛浜地藏尊

今回、熊川地区の石仏めぐりを中心とした史跡散歩を企画しましたのでお知らせします。

日時 6月25日(日)

午前9時～正午
ただし、雨天の場合
は7月9日(日)



ただいま展示中

ボタニカル・アート展

絵でみる福生市の野草 2

「春花たちの宴」

ただいま展示中のボタニカル・アート展が大変好評です。あらためてご案内します。

臨時休館のお知らせ

郷土資料室では、展示室内の備品補修工事を実施するため次の期間臨時休館いたします。

郷土資料室では、展示室内の備品補修工事を実施するため次の期間臨時休館いたします。



▲ジュウニヒトエ



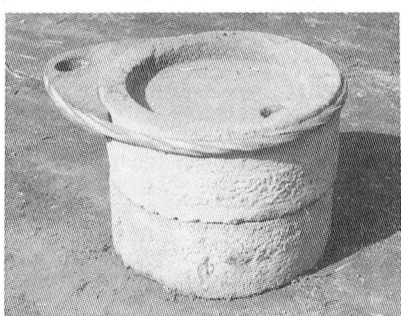
農具 ③

臼(ウス)

臼は世界中の穀物生産地に見られる重要な農具で、形態こそさまざまですが、搗き臼と挽き臼に大別することができます。福生でも多くの臼が使われていたのですが、主なものは次のとおりです。

カラウス

石臼



麦、米の精白に使用しました。ジンガラ これも主に精白に使われた搗き臼ですが、シーソー状の板の先にキネの頭が付いていて、反対側を足で踏んでキネを上下させます。

石臼 円筒形の石板を二枚重ね、これを回転させることにより、これを回転させることにより、挽き臼のすき臼より挽き臼です。麦を食べやすい大きさに挽くときに使いました。

カラウス 石臼と似た構造の挽き臼ですが、酒樽を二つ重ねて作ります。米から粃殻を除くときに使いました。

これらの臼も、戦後の農業の機械化に伴い次々と消えてゆき、餅つきさえ珍しくなった昨今では、ほとんど見かけなくなりました。



享保七年(一七二三)六月、熊川村と拜島村との間に、多摩川での鮎漁をめぐる漁場争論が起こる。

江戸時代、多摩川の鮎は將軍の御業肴として、沿岸の特定の村々から献上されてきました。献上される鮎は、子持鮎となつて川を下る落ち鮎に限られていました。献上を許された村は、落ち鮎の漁期には自村の漁場に限り隣村が献上を許されたいない村であれば、その村の漁場の利用も許され、しかもその隣村は禁漁となります。このように特権的な漁場独占利用を許した鮎の献上は、享保七年四月に突然、幕府より赦免されます。

拜島村は、献上を許された村で、以前から献上を許されていない熊川村の漁場を自由に利用してきました。そこで、熊川村は、この赦免を機会に拜島村漁師の熊川村漁場への入漁を禁止、逆に拜島村の漁場へ押し込んだというのが、この争論の原因でした。訴訟の結果は、熊川村の申し分とおり、鮎の献上が赦免された以上、漁場は自村地先に限られることとなりました。

図書館だより



宅配サービスについて

健康上の理由やからだの障害などにより、図書館を利用したくても利用できない方のために、図書やカセットテープを自宅までお届けします。どうぞ遠慮なくご利用ください。
 ・申込み 本人か代理の方が電話や手紙で連絡してください。

・利用方法 電話等での連絡により、希望する図書、テープをお聞きし、職員が配達に伺います。
 ・利用冊数・期間 1人1回10冊(テープは10巻)、1か月。
 お問い合わせは中央図書館(☎53-3111)へ。

昭和63年度 図書館利用統計

昭和63年度の図書館利用統計がまとまりましたので、その概要をお知らせします。

◎市民一人当たり貸出冊数	32万2810冊
◎利用者数	21万8954人
◎登録者数	1万1523人
◎登録率	20・1%
◎団体貸出冊数	5442冊
◎登録団体数	16団体
◎その他の利用	
・レコード試験件数	654件
・CD試験件数	707件
・カセットテープ試験件数	183件
・カセット貸出数	3678巻
・リクエスト件数	4597件
・コピーサービス	2277件
・宅配サービス	15件
◎主催事業	

- ・原画展 393人
 - ・講演会 63人
 - ・クリスマス会 525人
 - ・おはなし会 3099人
 - ・映画会(9回) 970人
- 今年度も各種事業を計画しております。くわしくは広報等でお知らせします。

夏休み子ども図書館募集

図書館では、夏休み期間中に子ども図書館を開いてくださる方を募集します。
 子ども図書館は、個人のお宅や町会の会館などを利用して本を近所の子どもたちに貸し出していただくものです。
 貸出図書は児童書で、夏休み期間中300冊程度お貸しいただきます。
 申込み・問合せ 7月1日(土)までに中央図書館(☎53-3111)へ。

サービス業基本調査 事業所統計調査にご協力を

サービス業基本調査は、サービス業事業所の事業活動の実態を調査し、事業所統計調査(変動状況に関する調査)は事業所の新設・廃業等の異動状況を調査します。7月初旬から調査員が事業所を訪問して、調査票の記入をお願いしますので、ご協力ください。
 調査についてのお問い合わせは、庶務課庶務係(☎51-1511内線252)へご連絡ください。

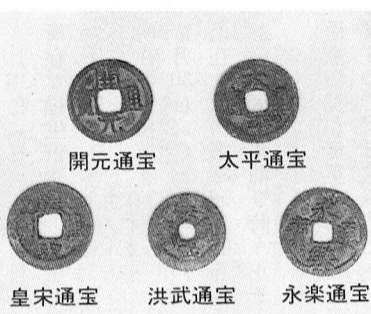
長者堀伝承



編集専門委員 和田哲

江戸時代に編さんされた『新編武蔵風土記稿』によると現在の拜島駅南側に長者カ跡という屋敷跡があり、その昔誰れが住んでいたのか、今ではもうわからないと書かれている。

いわゆる長者屋敷と呼ばれているもので、熊川にはこの屋敷へ多摩川から引水した「長者堀」があったと伝えられている。堀は熊川七三二番地森田幸一氏の屋敷内窪地に端を発し、旧片倉の正門前か



昭和五十五年、熊川の有志によって、堀跡と推定される熊川六一六番地齊藤博士宅内

ら福生第二小学校を経て拜島駅下に至るものと推定されている。
 昭和五十五年、熊川の有志によって、堀跡と推定される熊川六一六番地齊藤博士宅内

るが、今後さらに調査を進め、慎重を期す必要がある。
 ところで、長者屋敷付近からは、室町時代の壺や板碑、古銭などが発見されている。古銭は現在熊川神社資料館に五十三枚が陳列されている。中にはすり減って銭貨名を判読できないものもあるが、いずれも中国からもたらされたもので、古いものでは、わが国最初の貨幣「和同開珎」のモデルといわれる唐代の「開元通宝」三枚がある。他に、多いのは宋銭で「太平通宝」「皇宋通宝」など十四種、明銭では「洪武通宝」「永樂通宝」などが含まれている。これらの銭貨は中国の明(一三六八年〜一六四四年)との貿易で輸入され、日本国内で流通していたもので、江戸時代に「寛永通宝」が鋳造されるまで使われていた。

福生市史編さん室

5月18日(木) 福生消防署開署20周年を迎える 災害に強いまちづくりを

福生消防署は昭和44年4月1日に開署して以来20周年を迎え、市民会館に福生市長、都議会議員、消防総監、消防関係諸団体の方々列席し、盛大に記念式典が催されました。防災協力事業所等に感謝状が贈呈され、消防署長から「消防行政の充実、強化と災害に強いまちづくりをさらに進める」とあいさつがありました。



福生消防署開署20周年記念式典

まちの話題をご連絡ください。

5月17日(水) 商工会婦人部が生け花のプレゼント 四季折々の花

昨年に引き続き、商工会婦人部から市役所に生け花のプレゼントがありました。5月から来月3月まで10日毎に、婦人部員が交替で市役所の受付などに四季折々の花を飾っていただけるとのことです。市役所においての際は、ぜひ、ご観賞ください。



広報係 ☎51-1511 内線 214・215



5月28日(日) 春の朝市 家族で楽しむ

市役所の前庭で行われる朝市は、年々人気が出てきて今年の春の朝市も家族連れで、大盛況。子どもたちは、ヨーヨーふうせんを手に、ちびっ子広場で大さわぎ。大人は、新鮮な市内産の野菜が安く買えるとあって両手で抱えるほど野菜を買い込んでいました。もう秋の朝市が待たれます。

5月27・28日 第8回白梅会館利用者発表会 集う仲間たち

白梅会館で活動しているグループが実行委員会を作り、地域の方々も参加して発表会が開催されました。籐細工、生け花、陶芸等作品の展示、親子が楽しく遊ぶひろば、つけ物をつまみながら「ふるさとふっさ」を語りあうひろば、また、おはやし、民謡などを演じ日ごろの成果を披露しました。



みんなあつまれ 会員募集



俳句を一緒にやりませんか。
 活動日 毎月第2土曜日 午後1時30分
 場所 田園会館
 対象 初心者大歓迎
 問合せ 大塚(☎52-11586)へ。

福生混声コーラス

あなたも一緒にうたってみませんか。
 活動日 毎月第2・4日曜日 午後7時30分〜9時30分
 場所 白梅会館
 問合せ 榎本(☎51-6556)・高橋(☎51-9498)へ。

社交ダンス 「ザ・ベシック」

ダンスを美容と健康のため習いませんか。
 活動日 毎週月曜日 午後7時30分〜9時30分
 場所 扶桑会館
 対象 初心者・中級者
 問合せ 大石(☎51-9207)へ。

福生社交ダンス 「アカデミー」

時 9時30分 場所 市民会館第4・5集会室
 対象 中級者
 問合せ 木村(☎53-0151)・森田(☎51-4937)へ。

7月の休日診療所

今月の休日診療所の開設日及び開設場所(開設医療機関)は、次のとおりです。

内科・小児科(昼間)診療所

- ▽開設日 毎休日
- ▽開設場所 健康センター
- ▽診療時間 午前9時～正午 午後1時～5時

内科・小児科(準夜)診療所

- ▽開設日 毎休日
- ▽開設場所 羽村町平日夜間急患センター
- ▽診療時間 午後5時～10時

歯科休日診療所

▽開設日および開設場所

- ・7月2日(日) 青梅市健康センター
- ・7月9日(日) 歯科上田医院
- ・7月16日(日) 江藤歯科医院
- ・7月23日(日) 青梅市健康センター
- ・7月30日(日) 山本歯科医院

国民健康保険だより

高額療養費の自己負担限度額引き上げ

【高額療養費とは】

国保で診療を受ける場合、医療費の3割(退職被保険者等は2割または3割)を負担するだけで済みますが、最近の医学の進歩に伴って高度の医療技術が開発され、高額な医療費を必要とする場合が少なくありません。3割を負担するといっても、その額は大きくなり、個人が負担することが困難な場合もあります。このような場合に対処するため、自己負担の限度額を定め、それ以上の医療費は国保が負担し、あとから皆さんに払い戻すのが高額療養費の制度です。

高額療養費 4つのケース

- ① 高額療養費 1人が、1か月5万4千円(住民税非課税世帯は3万円)以上の医療費を自己負担して支払った場合は、5万4千円を超える額は全額、国保から払い戻されます。
- ② 年間で高額療養費の支払いが4回以上の場合 一世帯で一年間に高額療養費に該当する医療費を年4回以上支払った場合、4回目から負担限度額は3万円(住民税非課税世帯は2万1千円)となります。
- ③ 同月に自己負担額3万円以上が2回以上の場合
- ④ 同一世帯で同じ月に3万円以上(住民税非課税世帯は2万1千円)の自己負担額が2回以上ある場合は、合算して5万4千円(住民税非課税世帯は3万円)を超えた分が払い戻されます。



▲熊川分水にて

6月1日診療分から自己負担限度額が引き上げとなりました

- ①のケース 5万4千円が5万7千円に、3万円が3万1千8百円になりました。
 - ②のケース 3万円が3万3千円に、2万1千円が2万2千2百円になりました。
 - ③のケースの合算額 5万4千円が5万7千円に、3万円が3万1千8百円になりました。
- なお、その他は従来どおりです。くわしくは、保険年金課係(☎51-1511内線272・273)へ。

7月の無料相談



- 法律相談 7月7日(金)・12日(水)・19日(水)・26日(水)
- 予制制先着8人。相談日の6日前から電話で受け付けます。
- ☎51-1511内線218
- 人権の上相談 7月5日(水)
- 交通事故相談 7月20日(木) 午後1時～4時
- 税務相談 7月21日(金) 午後1時～4時
- パートタイム相談 毎週火曜日 午後1時～4時
- 登記相談 7月6日(木) 午後1時～4時
- 少年相談 7月14日(金) 28日(金) 午前9時～午後5時
- 予約制、当日午後4時までに市民相談室(☎51-1511内線217)へ。相談日以外は監視庁立川少年センター(☎22-6938)へ。
- ※ いずれの相談も、市役所1階市民相談室
- 階段市民相談室です。
- 年金相談 毎日午前8時30分～午後5時(第2・第4土曜日、土曜日の午後、日曜日、祝日を除く)
- 保険年金課年金係窓口
- 心配ごと相談 毎週水曜日 午後1時～4時
- 場所 福祉会館
- 心身障害者相談 7月19日(水) 午後1時～4時
- 場所 福祉会館
- 母子相談 毎週月～金曜日 午前9時～正午
- 場所 福祉事務所
- 児童相談 毎週月曜日 午前9時～正午
- 場所 福祉事務所
- 教育相談 毎週月～金曜日 午前9時～午後4時
- 土曜日 午前9時～正午(第2・第4土曜日を除く)
- 場所 市民体育館相談室
- ☎52-5512・53
- 直通☎51-7700
- 緑の相談 7月13日(木) 午後2時～4時
- 場所 市民相談室
- ※ 電話でも受け付けます。
- ☎51-1511内線217
- 市民相談 毎日午前8時30分～午後5時(第2・第4土曜日、土曜日の午後、日曜日、祝日を除く)
- 場所 市民相談係
- ▽1歳6か月児 午後1時30分～2時30分
- 健康センター
- 保育相談 7月19日(水) 午前9時30分～10時30分
- 場所 健康センター
- 内容 保育全般と母体保護問合せ 福生保健所(☎51-0811)か健康センター(☎51-1511内線365)へ。
- ※ 各健診とも母子健康手帳をお忘れなく。6・9か月児健診は、受診券も必要です。

糖尿病の話 ①

福生市医師会だより

様々な成人病を引き起こす原因となる糖尿病について、今月から数回に分けてお話しします。

糖尿病の病態、原因と誘因、合併症と症状、診断、治療と管理、食事療法、運動療法、薬物・インスリン療法などの内容を予定しています。ご一読ください。

【糖尿病とは何か】

糖尿病は、単に血液中の糖分(血糖値)が高くなったり、尿に糖が混じるだけの病気でありません。それは糖尿病の結果として生じるひとつの現象に過ぎず、糖尿病の本質はもっと別の処にあります。簡単に言えば『糖分の利用障

害によって、全身の細胞が飢餓状態に陥り、その結果として生じた多臓器障害により、様々な異常を引き起こされる全身的症状群』です。

糖分は人間を形作るひとつひとつの細胞にとって最も効率の良いクリーンなエネルギー源です。腸で消化吸収された糖分

は、毛細血管から個々の細胞に運ばれ、細胞膜を経て細胞中に取り込まれ、生物化学的に分解される過程で、エネルギーが取り出され、最終的には水と二酸化炭素となり、尿や汗として、あるいは呼吸により体外に排泄されることとなります。

いわば糖分は、石油や原子力エネルギーのように有害な排気

ガスや廃棄物などの燃えカスを残さない最も生理的かつ清潔な生物学的エネルギーといえます。

この糖分の細胞中への取り込み、分解、エネルギーの取り出し、排泄などの一連の過程を糖代謝と言いますが、この糖代謝を円滑に手配するマネージャー

が、脾臓から分泌されるインスリンというホルモンです。糖尿病ではこのインスリンの量が不足したり、作用が妨害されることにより、糖代謝が障害され、細胞がエネルギー不足となり、その結果利用されない糖分が血液中にあふれ、尿中に漏れ出て来るわけです。

さて糖分を断たれ飢餓状態に陥った細胞は、窮余の策として

7月の母子衛生行事



- 3か月児健診 7月18日(火) 該当児 平成元年3月生まれのお子さん
- 6か月児健診 7月11日(火) 該当児 平成元年1月生まれのお子さん
- 9か月児健診 7月14日(金)